様式第5号(第6条関係)

協　定　書

　中央市長　　　　　　　　(以下「甲」という。)と開発行為者　　　　　　　(以下「乙」という。)は、乙が中央市　　　　　　　　　　　　　地内で行う開発行為の施行に関して、次のとおり協定する。

(信義、誠実の義務)

第１条　甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

(開発行為計画)

第２条　乙は、開発行為について、あらかじめ甲及び関係地域住民の代表者に対し、開発行為計画の内容及び工事施工の方法を明示しなければならない。

２　乙は、開発行為計画の変更をしようとするときも前項と同様とし、甲は、乙の開発行為計画に対し、できる範囲において協力するものとする。

(防災計画)

第３条　乙の開発行為の施行に関する防災施設は、甲及び山梨県の指示監督に従って設計施工し、防災について万全を期さなければならない。

２　前項の防災施設は、他の施設の工事に優先して施工するものとする。

３　防災施設の維持管理については、甲の指示に従って、乙の責任において行うものとする。

(道路使用)

第４条　乙は、乙の行う開発行為の施工に関し、利用する既存の市道等については甲の指導を受け、また、関係機関と協議のうえ安全に通行できるように改良及び維持を行い、開発行為の終了後、道路等に破損が生じた場合には甲の指示により乙の負担において修繕等を行うものとする。

(用水計画)

第５条　乙は地下水を利用する場合は、「山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱」に基づいて甲と協議し、その取水の方法を決定する。また、既存水道に支障をきたしたときは、乙はこれを補償するものとする。

２　乙が、水道を利用する場合は、甲府市水道局(旧玉穂地内)、中央市水道事業者(旧田富地内)、中央市簡易水道管理者(旧豊富地内)と協議し、その指示に従うものとする。

３　乙は、乙の行う開発行為により、かんがい用水に影響が予想されるときは、あらかじめ甲及び関係地域と協議し、その対策を講ずるものとする。

(排水計画)

第６条　乙は、開発行為に伴う排水計画については、開発区域からの雨水流出量及び計画汚水量等を算出し、それを排水するのに適合した施設を設けるものとする。また、開発区域周辺に雨水等が滞留する場合も同様とする。

２　汚水処理については、「山梨県浄化槽指導要綱」の基準及び甲の指導を遵守し実施することとする。また、下水道供用開始区域内の開発は、中央市下水道事業管理者と協議し、その指示に従うものとする。

３　雨水排水については、放流先河川等の管理者と協議し、下流域へ影響を及ぼさない構造とすること。

４　乙は、開発行為の施工に関し、雨水、汚水等の流末処理について甲及び関係地域住民の代表並びに水利権利者と協議し、承諾を得た後に工事を施工するものとする。

(環境保全)

第７条　乙は、開発行為の実施にあたり、自然保護のため法令及び県条例等を遵守し、環境保全に十分配慮すること。

２　乙は、開発行為内施設における、し尿、塵芥等の処理について甲と協議し、環境保全に万全を期して処理するものとする。

３　乙は、不燃物等の処理について甲と協議し、具体的な指示を受けなければならない。

(公害防止)

第８条　乙は、開発行為により発生する騒音、振動、粉塵、煙、ガス臭気、排水等について、関係地域住民に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

２　乙は、開発行為により公害が発生した場合は、直ちに開発行為を中止し、公害防止及び救済対策について速やかに甲と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(工事に伴う災害補償)

第９条　乙は、開発行為の施工に関する工事及び施設に起因する災害が発生した場合は、速やかに甲と協議し、乙の責任において災害の復旧を行い、災害によって発生した被害について、補償しなければならない。

(工事施工に伴う交通安全)

第１０条　乙は、開発行為の施工に伴う工事用車両の運行については、あらかじめ所轄警察署と協議し、交通安全に十分留意しなければならない。

(文化財の保護)

第１１条　乙は、埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに市の教育委員会に連絡し、その指示に従わなくてはならない。

(権利義務の承継)

第１２条　乙は、乙の計画した開発行為に関する権利を第三者に譲渡若しくは移転するときは、本協定に定めた事項の全てを事業譲受人に承継させる措置をとるものとする。この際、乙が負担すべき義務について、乙及び譲受人が連帯してその責任を負うものとする。

(調査立入り等)

第１３条　甲は必要あると認めるときは、当該開発行為区域等へ立入り、必要な調査及び検査等を行うことができるものとし、乙はこれに全面的に協力しなければならない。

２　調査及び検査等の際、甲は関係機関の立ち会いを求めることができる。

３　乙は前項による調査及び検査等の結果、不適当な行為が指摘された場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

(その他)

第１４条　この開発行為に起因する一切の苦情については、乙の責任において解決すること。

２　この協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲及び乙が協議のうえ適宜処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙各１通を所持する。

年　　月　　日

甲　 住　所 　山梨県中央市臼井阿原３０１番地１

中央市長　　 　　　　　　 印

乙　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印